

参考資料5

国際社会保障協定について

1. 社会保障協定のねらい

国際的に活発な人的交流



社会保障制度に関し次のような問題が拡大

二重加入の問題

日本と外国の社会保障制度の両方に加入して保険料を負担しなければならない場合がある。

保険料掛け捨ての問題

年金制度については、加入した期間が短いと、年金給付が受けられない場合がある。



これらの問題を解決するため

二国間で社会保障協定を締結

二重加入の防止

年金加入期間の通算

## 2. 協定発効状況

締結国	協定発効	内 容	実 績 等
ドイツ	平成 12 年 2 月	・二重加入の防止（年金） ・年金加入期間の通算	適用証明書発給件数 (H11 年度～16 年度) 8,151 件 通算による国年・厚生年金裁定件数 (H12 年度～16 年度) 95 件
イギリス	平成 13 年 2 月	・二重加入の防止（年金）	適用証明書発給件数 (H12 年度～16 年度) 9,956 件
韓国	平成 17 年 4 月	・二重加入の防止（年金）	適用証明書発給件数 (H17.4～17.5) 1,092 件
アメリカ	平成 17 年 10 月	・二重加入の防止（年金、医療） ・年金加入期間の通算	(注2)
フランス	平成 18 年度予定	・二重加入の防止（年金、医療、労災（注1）） ・年金加入期間の通算	(注2)
ベルギー	平成 18 年度予定	・二重加入の防止（年金、医療、労災（注1）、雇用（注1）） ・年金加入期間の通算	(注2)

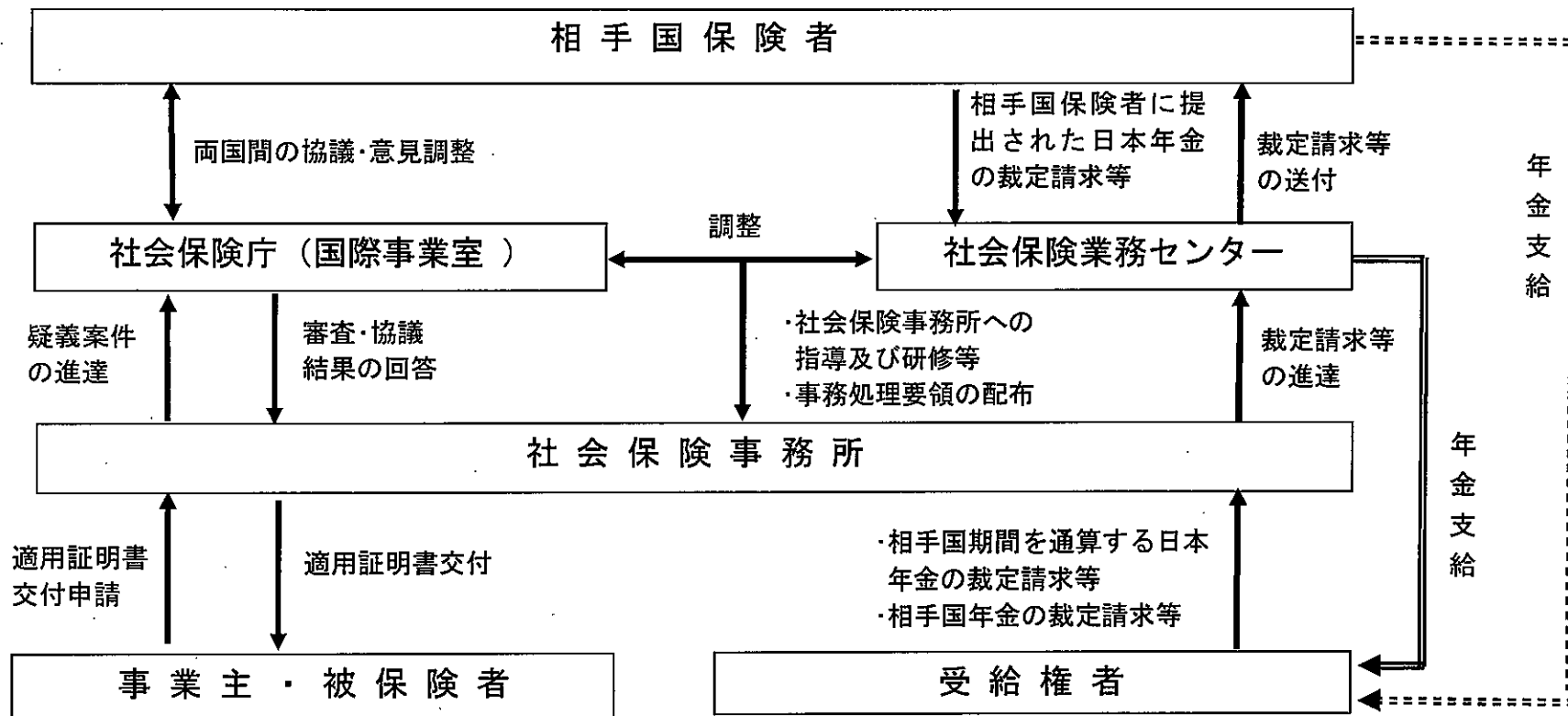
(注1): フランス、ベルギーとの協定においては、日本から相手国に派遣される者に限り、労災や雇用保険の保険料が免除。

(注2): 外務省の推計によると、日本から締結国への一時派遣者数(保険料免除による負担軽減額)は、アメリカで4万人(600億円)、フランスで3千人(110億円)、ベルギーで1.5千人(40億円)と見込まれている。

※ 上記のほか、カナダ、オーストラリアと協定交渉中であり、オランダとは協定交渉に向け準備中。

### 3. 社会保障協定にかかる事務処理の体制

- 社会保障における国際関係業務の強化のために、本年5月に企画課内に国際事業室を設置
- 社会保障庁においては、関係機関と連携し、相手国の保険者との協議、協定の締結国毎の事務取扱要領の作成、広報等を実施
- 社会保障事務所においては、二重加入を防止するための適用証明書の交付や、外国年金との通算のための申請書の受付等を実施



< 二重加入の防止 >

< 年金加入期間の通算 >

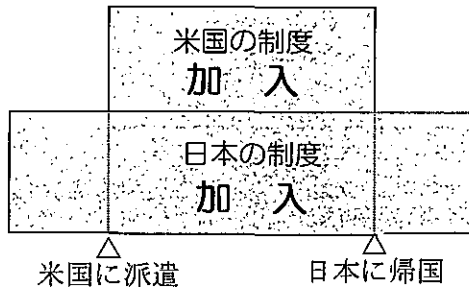
## 4. 日米社会保障協定

### (1) 協定の内容

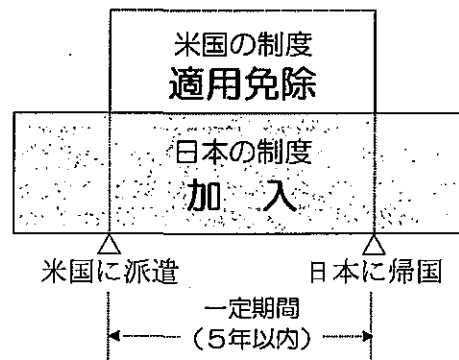
**二重加入の防止** ○日本又は米国の年金・医療保険制度のいずれかのみに参加する。

〈日本の企業に勤務する人などが米国にある支店や駐在員事務所などに派遣される場合〉

協定発効前



協定発効後



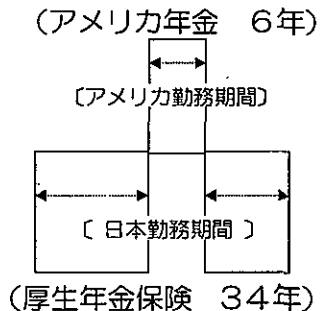
※ 米国の年金・医療保険制度とは、  
老齢・遺族・障害保険（OASDI）  
とメディケア

※ 日本の年金・医療保険制度とは、  
国民年金・厚生年金保険と健康保険  
（共済制度を含む）

#### 加入期間の通算

- アメリカの年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある人が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金を受け取ることができる。
- 日米両国の年金制度の加入期間を通算して25年以上になる場合は、日本の年金制度から老齢年金を受け取ることができる。
- 年金額は、両国それぞれの加入期間に応じた額とする。

協定発効前



6年 < 10年  
アメリカ年金 **不支給**

協定発効後

40年 > 10年  
アメリカ年金 **支給**

※40 = (6 + 34)年

※年金額は6年分

※ アメリカ年金制度における時効の取扱いについては、老齢年金の場合で6ヶ月、障害年金の場合で12ヶ月となっており、例えば老齢年金の請求手続きを受給権発生から6ヶ月以上遅延してから行くと、時効が適用され、過去分については遡って6ヶ月前の分の年金しか受け取ることができない。（ただし、年金自体が受けられなくなるわけではない。）

## (2) 協定の周知・広報

<b>年金加入期間の通算</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ リーフレット、小冊子の配布</li><li>○ 政府広報(9月28日～30日に新聞掲載予定)</li><li>○ ホームページを通じた広報(庁のHPに協定コーナーを新設)</li><li>○ 受給者のしおり(新規裁定者への案内冊子)、受給者宛封筒(現況届、扶養親族申告書)、裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド)文書への情報掲載</li><li>○ 社会保険事務所等における年金相談の徹底</li></ul>
<b>二重加入の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ リーフレット、小冊子の配布</li><li>○ 政府広報(9月28日～30日に新聞掲載予定)</li><li>○ ホームページを通じた広報(庁のHPに協定コーナーを新設)</li><li>○ 関係団体に対する説明会の開催</li><li>○ 現地説明会の開催(全米10カ所で実施)</li></ul>